

防防国第 8 9 8 7 号
1 8 . 9 . 2 1
改正 防防国第 4 5 2 2 号
3 1 . 3 . 2 0

防 衛 政 策 局 長
陸 上 幕 僚 長 殿
技 術 研 究 本 部 長

事 務 次 官

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関
する条約に基づく査察への対応について（通達）

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（平成 9 年条約第 3 号。以下「条約」という。）の規定に基づく陸上自衛隊化学学校に対する査察の受け入れについては、条約の規定（第 6 条第 3 号及び検証附属書第 3 部 A 項）に基づき締結された、「FACILITY ARRANGEMENTS BETWEEN THE ORGANISATION FOR THE PROHIBITION OF CHEMICAL WEAPONS AND THE GOVERNMENT OF JAPAN REGARDING ON-SITE INSPECTIONS AT THE SCHEDULE 1 FACILITY FOR PROTECTIVE PURPOSES」（平成 1 8 年 5 月 3 日署名。以下「施設取り決め」という。）に従って行うこととなった。

施設取り決めを踏まえ、化学兵器禁止機関の査察団（以下「査察団」という。）による同校に対する査察が実施される際の対応は、下記の要領に従うこととされたので、査察団の到着までに所要の準備を実施するとともに、査察の受入に遺漏なきよう措置されたい。

なお、通達化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく査察の受入について（防防国第 2 6 9 号。1 1 . 1 . 2 1）は廃止する。

記

1 査察の通知等について

（1）化学兵器禁止機関から条約第 6 条に基づく査察の実施の通告があった時

は、その旨を防衛政策局長から陸上幕僚長宛に通知する。

(2) 化学兵器禁止機関から条約第6条に基づく査察の実施の通告があり、査察の対象に防衛装備庁が陸上自衛隊化学学校で実施している試験が含まれている時には、その旨を防衛政策局長から防衛装備庁長官宛にも通知する。

(3) 査察の受入準備に当たっては、条約の適正な実施を図るため、内部部局、陸上幕僚監部、陸上自衛隊化学学校及び防衛装備庁の間で相互に密接な協力を確保する。

(4) 防衛装備庁長官は、1 (2) に規定する査察の通知を受けた場合は、査察時の対応のために、防衛装備庁長官が指定する職員を陸上自衛隊化学学校へ派遣する。

2 被査察締約国の代表者及び施設の代表者について

(1) 条約検証附属書第2部E 4 1 及び施設取り決めにいう「被査察締約国の代表者 (representatives of the inspected State Party)」(施設取り決め第13節及び第15節にいうものを除く。)は、防衛省が行う事務については防衛政策局国際政策課長又はその指定する者(防衛政策局国際政策課長の対応が困難な場合に限る。)(以下「国際政策課長等」という。))とし、査察団が行う全ての検証活動に立ち会う。

(2) 施設取り決めにいう「施設の代表者」(representative of the facility)は、陸上自衛隊化学学校長又はその指定する者(同校副校長、部長又は科長の職にある者に限る。)(以下「化学学校長等」という。))とし、国際政策課長等と相互に密接に協力しつつ、査察への対応を実施する。

3 施設取り決め実施上の留意事項について

(1) 特定の査察活動を拒否する場合において、施設取り決め第2節第4項に規定する説明及び代替手段の提示は、国際政策課長等が行う。

(2) 査察団から医療支援の要求があった場合には、施設取り決め第2節第5項に従い、化学学校長等は可能な限りの支援を行う。また、化学兵器禁止機関が他の医療支援措置を行う場合、化学学校長等は、可能な範囲で支援を行う。

(3) 施設取り決め第2節第6項に規定するデータの提供は、化学学校長等が行う。

(4) 施設取り決め第3節に係る付紙第3第1項に定める秘区分の設定は、秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)第16条第1項の規定により、当該文書の秘密区分の指定を行った者が当該文書の内容及び秘密区分に応じて行う。

(5) 施設取り決め第3節に係る付紙第3第3項に定める文書目録は、化学学校長等が準備する。

- (6) 施設取り決め第5節第3項に係る付紙第5パートBに定める装備品の提供は、化学学校長等が行う。
- (7) 化学学校長等は、施設取り決め第7節7. 1第1項に基づき査察団が施設視察を要求した場合、業務に特段の支障がある場合を除き、これに応じる。
- (8) 化学学校長等は、施設取り決め第7節7. 1第2項に規定する査察団長による査察計画の説明に同席する。
- (9) 施設取り決め第7節7. 1第5項に規定する査察団に対する作業場の提供は、化学学校長等が行う。
- (10) 施設取り決め第7節7. 3に規定する付紙第8に掲げる文書（文書6及び文書7を除く）及び記録の査察団への提供は、化学学校長等が行う。
- (11) 施設取り決め第7節7. 3に規定する付紙第8に掲げる文書6及び文書7の査察団への提供は、防衛装備庁長官が行う。
- (12) 施設取り決め第9節第3項に規定する査察に関する意見及び説明は、国際政策課長等が化学学校長等と協議の上行う。
- (13) 施設取り決め付紙第9パートAに規定する文書による説明及び代替試料採取点の提示は、国際政策課長等が化学学校長等と協議の上行う。
- (14) 施設取り決め付紙第9パートC第3項に規定する試料の保管場所の提供は、化学学校長等が行う。
- (15) 施設取り決め付紙第9パートD第1項に規定する試料の分析は、化学学校長等が行う。
- (16) 施設取り決め付紙第9パートD第2項に規定する査察団による分析への立会は、化学学校長等が行う。
- (17) 施設取り決め付紙第9パートE第2項に基づき分析終了後に残試料の返還を求める場合には、陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課化学室長が防衛政策局国際政策課長に通知し、防衛政策局国際政策課長は化学兵器禁止機関と調整する。
- (18) 施設取り決め付紙第9パートFについて、廃棄物の処分は、化学学校長等が実施し、その処理及び除去に関連して生じた費用の償還を受けるに当たっては、陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課化学室長が防衛政策局国際政策課長に通知し、防衛政策局国際政策課長は化学兵器禁止機関と調整する。
- (19) 施設取り決め第10節に規定する査察団に対する便宜供与（他省庁等により行われるものを除く。）は、化学学校長等が行う。
- (20) 施設取り決め第10節第1項の規定により、化学兵器禁止機関から費用の償還を受けるに当たっては、陸上幕僚監部装備計画部武器・化学課化学室長が防衛政策局国際政策課長に通知し、防衛政策局国際政策課長は化学兵器禁止機関と調整する。

4 その他

- (1) この通達の実施について必要な事項は防衛政策局国際政策課長から必要に応じて通知する。
- (2) 施設取り決めの解釈に疑義等がある場合は、防衛政策局国際政策課長に照会する。

写送付先：長官官房長
運用企画局長
人事教育局長
経理装備局長
統合幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長